

お知らせ なんたん



第125号(3の3)平成23年3月25日発行

軽自動車税の減免申請について

4月は軽自動車税の納付月です。4月1日現在、下記の①～④のいずれかに該当される方は、申請により1台のみ軽自動車税の減免を受けることができます(自動車税の減免を受けておられる場合を除く)。軽自動車税の減免を申請される方は、**納税通知書がお手元に届いた後、4月25日(月)までに**税務課、各支所地域総務課に必要書類を提出してください。やむを得ない事情で期限内の提出ができない場合は、期限までに税務課、各支所地域総務課にご相談ください。なお、昨年度に減免を受けておられる方には、納税通知書と同時期に減免申請書を送付します。

●**必要書類など** 納税通知書(納付書)、減免申請書、車検証、障害者手帳、免許証、印鑑

①身体障害者手帳の交付を受けておられる方

| 障害の区分 | 障害の級別 |
|------------------------------|--|
| 視覚障害 | 1～4級までの各級 |
| 聴覚障害 | 2～4級までの各級 |
| 平衡機能障害 | 3・5級 |
| 音声機能障害 | 3級(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る) |
| 上肢不自由 | 1～3級までの各級 |
| 下肢不自由 | 1～6級までの各級 |
| 体幹不自由 | 1～3級までの各級および5級 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 1～3級までの各級 移動機能 1～6級までの各級 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害 | 1・3級および4級 |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1～4級までの各級 |

※障害の級別は、総合の等級ではなく、個別の等級で判断します。

②戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

| 障害の区分 | 重度障害の程度または障害の程度 |
|------------------------------|--|
| 視覚障害 | 特別項症～第6項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | 特別項症～第4項症までの各項症 |
| 平衡機能障害 | 特別項症～第4項症までの各項症 |
| 音声機能障害 | 特別項症～第2項症までの各項症(喉頭(こうとう)摘出による音声機能障害がある場合に限る) |
| 上肢不自由 | 特別項症～第6項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | 特別項症～第6項症までの各項症および第1款症 |
| 体幹不自由 | ～第3款症までの各款症 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害 | 特別項症～第3項症までの各項症 |

③療育手帳の交付を受けておられる方のうち、重度の障害を有する方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、1級の障害を有する方

※なお、その構造がもっぱら身体障害者などの利用に供するための軽自動車(賃貸借により他に貸し付けるものは除く)も減免の対象となります。その他、減免の詳しい条件は、税務課または各支所地域総務課にお問い合わせください。

◇問合せ先 税務課 TEL (0771) 68-0004

自動車税の減免申請について

平成23年度自動車税の身体障害者などの減免申請を受け付けます。対象は、心身に障がいのある方が使用される自動車やその方のために使用される自動車で、4月1日現在で一定の要件に該当するものです。すでに減免を受けておられて継続減免のはがきを提出された方、本人運転で車の変更のない方は申請していただく必要はありません。

●**受付期間** 4月1日(金)～5月24日(火) 午前8時30分～午後5時15分

●**場所** 南丹広域振興局税務室

●**臨時窓口** ・日時 4月21日(木)、5月12日(木)、20日(金)

午前9時～正午、午後1時～4時30分

・場所 南丹広域振興局園部地域総務室

◇問合せ先 南丹広域振興局税務室 TEL (0771) 22-0330

『振り込め詐欺』にご注意ください!

南丹市においても巧妙で悪質な「振り込め詐欺」や「架空請求」が発生しています。不審な電話や身に覚えのない請求はがきなどが届いたら一人で悩まずご相談ください。

◇消費生活相談窓口 商工観光課 TEL (0771) 68-0050